

議案第140号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

令和6年12月12日(木)

福祉部生活福祉課

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「改正法」という。)の改正により、特例給付が廃止されたことから、特例給付の文言を引用している当該条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

別表第2の8の項中「若しくは特例給付」を削除する。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

改正部分の抜粋

事務	現行	改正(案)
生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	～児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当 <u>若しくは特例給付</u> の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、...(以下略)	～児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、...(以下略)

4 施行期日 公布日

※ 改正前の児童手当法(昭和46年法律第73号)附則第2条第1項の給付の支給に関する特定個人情報の利用については、なお従前の例による。